

(別記)

令和 8 年度薩摩川内市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市とさつま町に隣接する本土区域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島区域で構成されています。

令和 8 年 3 月に公表した統計さつませんだい令和 7 年度版によると、土地の地目別面積(田と畑)は 7482.1ha で、田の面積が 4339.8ha、水稻の作付面積は 1,550ha となっています。

その他には、かんしょや裏作による飼料作物の作付けが増加傾向で、畜産と水稻を組み合わせた複合経営が主体となっていますが、農業従事者 2,810 人のうち 65 歳以上が 1,650 人(59%)と、高齢化が顕著であることや、中山間地域で排水対策等が行き届かない生産条件の悪い圃場が多いこと等が課題となっています。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作の推進を念頭に置き、排水対策等の圃場条件等を十分に考慮したうえで、主食用米と比較して面積当たりの収益性が高く、主食用米に変わる畑作物(高収益作物かつ、転換作物)として期待される、やまのいも、青果用かんしょの作付けを推進します。

また、その他の高収益作物として焼酎用かんしょの作付けも推奨します。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市の農地の在り方としては、畑地化促進事業の活用を念頭に置きますが、連作障害への対策として有効な水張等と高収益作物の作付けを組み合わせる等、水田の効率的な活用を基本としていくこととします。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

作付け品種については、平成元年に県の奨励品種として採用された普通期早生のヒル刈が大半を占めていますが、平成 19 年頃からは普通期中晩生のあきほなみ、平成 27 年からは普通期晩生のあきのそら、平成 30 年からは早晩生のなつほのか等を推奨することで、作期分散による農業者の労力分散も図ってきました。

令和 4 年には普通期早中生のあきの舞も奨励品種となっていますが、今後は各品種の需要動向を勘案したうえで、安定生産に努めていくこととします。

(2) 備蓄米

農業者の皆様には備蓄米は原則として生産年の定植前に買い入れ契約が行われ、契約内容に応じては加工用米や WCS 用稲へ移行することも可能であることや、主食用米と同じ品種銘柄の米を圃場を特定区分することなく取り組めることなどを周知すると共に、入札参加資格を持った出荷販売業者等の関係機関と連携して取組を検討することとします。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米

非主食用米については、主食用米の価格高騰の影響で作付面積が減少傾向にある中、本市ではこれまでも、市内に在する実需者（酒造会社）へ加工用米を供給するなどの取り組みを推進してきました。

今後も需要動向に応じた生産に努めるためには、本市だけではなく、県等と連携しながら、加工用米作付のインセンティブとなるような取組を検討していくこととします。

また、多収性の専用品種等による作付けも推奨するが、主食用米の作付け圃場と分散化することで、脱粒等による異品種混入の防止や、栽培管理の不均衡解消、作業効率の向上等を推進します。

イ 新市場開拓用米

農業者の皆様が新市場開拓用米は海外市場の需要拡大を目的としており、地域ブランドの確立に資することなどを周知すると共に、出荷販売業者等の関係機関と連携して取組を検討することとします。

(4) 麦、大豆、そば、なたね

需要動向を勘案し安定的な栽培に努めると共に、圃場の排水対策を徹底し湿害対策を行うことで、品質向上や収量増加を図ります。

(5) 飼料作物

畜産農家による自家利用計画の作成に加え、耕種農家と畜産農家が連携し、飼料作物を安定的に生産・利用できる体制づくりを推進し、水田転作田や耕作放棄地の活用、二毛作の導入による農地の有効活用と生産力の向上を図ります。

飼料作物の生産を拡大し、輸入飼料への依存を低減するとともに、耕畜連携による安定的な営農体制を構築し、営農の安定化と国内産粗飼料の自給率向上につなげていきます。

(6) 地力増進作物

他作物と作期が重複せず、土壌の肥沃性を向上させる作物を検討し、栽培を推進していきます。

(7) 高収益作物

高収益作物かつ、転換作物として期待される、やまのいも、青果用かんしょの作付けを推進すると共に、その他の高収益作物として焼酎用かんしょの作付けも推進します。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
-----------------------	---	------------------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1512.8	0	1531.1	0	1532.6	0
備蓄米	0	0	0	0	0.2	0
飼料用米	1.1	0	0.9	0	0.5	0
米粉用米	0	0	0	0	0.5	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0.5	0
WCS用稲	245.7	0	217.4	0	291.5	0
加工用米	124.6	0	119.2	0	250.0	0
麦	0.1	0	0	0	1.0	0
大豆	0.3	0	0.2	0	1.0	0
飼料作物	365.6	295.8	355.2	289.0	380.0	308.0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0.2	0
そば	0.2	0	0.2	0	0.5	0
なたね	0	0	0	0	2.0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	4.7	0	3.1	0	8.0	0
・野菜	3.7	0	2.0	0	5.0	0
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	1.0	0	1.1	0	3.0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（令和7年度）	（令和8年度）
1	やまのいも、青果用かんしょ、焼酎用かんしょ	振興作物助成（基幹）	作付面積（ha）	2.9	8.0
2	飼料作物	飼料裏作助成（二毛作）	作付面積（ha）	293.6	308.0
3	飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、やまのいも、青果用かんしょ、焼酎用かんしょ	集落営農加算（基幹）	作付面積（ha）	36.3	45.0
4	加工用米	加工用米助成（基幹）	作付面積（ha）	123.6	250.0
5	そば・なたね（採油用）・新市場開拓用米	そば・なたね・新市場開拓用米助成（基幹） 【国】	作付面積（ha）	0.2	3.0

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鹿児島県

協議会名:薩摩川内市農業再生協議会

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物助成(基幹)	1	30,000	やまのいも、青果用かんしょ、焼 耐用かんしょ	【以下の全ての使途に共通の取組要件等】 ①本市に住所を在し、経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の各規定に基づく、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地において、販売目的で対象作物を生産(耕作)する農業者(6月30日までに法人化している集落営農含む)を対象とする。 ②経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②の規定に基づき、出荷・販売の実績報告等を行ったもの。 ③経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(5)の規定に基づき、作付面積の確認等を受けて適正と判断されたもの。 ④経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(9)の規定に基づき、適切な生産の徹底等を行っているもの。 【当該使途のみの取組要件等】 対象作物を圃場全体で生産(耕作)することを基本(家庭菜園と同規模と判断されるものは対象外)とし、当該生産(耕作)面積の合計が5a以上であるもの。
2	飼料裏作助成(二毛作)	2	17,000	飼料作物	①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の規定に基づき、取組計画書の届出等を行っているもの。 ②水稻(主食用米、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)と飼料作物及び、飼料作物同士の組み合わせによる二毛作を対象とする。
3	集落営農加算(基幹)	1	7,000	飼料作物、WCS用稲、加工用 米、飼料用米、米粉用米、やまの いも、青果用かんしょ、焼耐用か んしょ	①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の規定に基づき、取組計画書の届出等を行っているもの。 ②やまのいも、青果用かんしょ、焼耐用かんしょは圃場全体で生産(耕作)することを基本(家庭菜園と同規模と判断されるものは対象外)とし、当該生産(耕作)面積の合計が5a以上であるもの。
4	加工用米助成(基幹)	1	16,000	加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の規定に基づき、取組計画書の届出等を行っているもの。
5	そば・なたね・新市場開拓用米助 成(基幹)【国】	1	20,000	そば・なたね(採油用)・新市場開 拓用米	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。